

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和29年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法務幹事) 第6条 [略] 2 法務幹事は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が当該部局等に所属する職員のうちから指名するものとする。この場合において、複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち1人を総括法務幹事に指名するものとする。 3～5 [略]	(法務幹事) 第6条 [略] 2 法務幹事は、別に定めるところにより部局等ごとに当該部局等の長が当該部局等に所属する職員のうちから、 <u>原則として2人以上</u> を指名するものとする。この場合において、複数の法務幹事を指名したときは、法務幹事を総括させるため、うち1人を総括法務幹事に指名するものとする。 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。